

第3回議会改革特別委員会

日時：令和7年8月19日（火）

午後1時30分から

場所：委員会室1

【議事日程】

第1 議員間討議について

第2 その他

【次回日程】令和7年9月3日（水） 予算決算常任委員会終了後

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 令和6年10月30日（水）から10月31日（木）
- 2 視察地 岩手県一関市、岩手県奥州市
- 3 出席委員 桜井 卓、金森すみ子、保角美代、
諏訪幸男、湯沢美恵、岡村有正

4 視察項目

〔一関市〕人口10万5,831人（令和6年11月1日現在）

- ・ 議会改革について

〔奥州市〕人口10万8,088人（令和6年10月31日現在）

- ・ 議会改革について

はじめに、一関市議会の視察概要から報告いたします。

1 一関市議会の概要

議員数は、条例定数26人、現員数25人です。常任委員会の構成は、総務常任委員会8人、産業建設常任委員会8人、教育民生常任委員会8人の3委員会、その他に議会運営委員会6人、広報広聴委員会8人、治水対策特別委員会11人、NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地を含む一ノ関駅周辺整備調査特別委員会25人、農地現状変更等に関する調査特別委員会25人、契約に係る不正行為等調査特別委員会25人となっています。

2 議会改革について

（1）政策提言等の実施に関する指針について

一関市議会では、令和5年6月から今後取り組むべき議会改革項目を各会派内で検討し、「政策提言等の実施に関する指針」の策定を議会運営委

員会で決定し、先進地視察を含め調査・協議を行い、令和5年10月に指針を策定しました。手順や手法に係るガイドラインを設けることで、政策提言等の実践を更に進展させようとするものとのことです。

指針の内容は、①常任委員会の所管事務調査をベースとする②全議員による政策検討会議を設置し、議員間討議により内容を精査する③政策提言は「決議案」として議会に上程し、提言書は議決時に市長に手交する④提言事項は、常任委員会で追跡調査する⑤提言事項に関し、必要に応じて常任委員会単位で代表質問を実施するというものです。

政策提言を決議案とする意義は、議会意思決定としての重み付け、議場という広く市民に見える場での提言であるとのことです。

また、提言した政策が施策に反映されているかという常任委員会の調査や、実施されていない場合の当局への確認も指針に明記されています。

課題としては昨年度策定で全体を通しての実践が未了のため、今後把握するとのことですが、議会事務局の所感では、委員会としてのテーマ設定の難しさ、また、議員及び担当書記の業務量の増加があるとのことです。

(2) 市民と議員の懇談会について

議会基本条例に基づき、平成23年度から毎年度継続して実施しています。広報広聴委員会が所管し、実施当初は対面形式でしたが、現在はワークショップ形式で小グループに分かれ、議員がファシリテーターとなり、参加者は自由に発言し討議します。

令和4年度は12団体、計201人、令和5年度は市内の高等学校、短期大学、高等専門学校、若者団体の12校と3団体、計159人が参加したとのことです。

開催後、広報広聴委員会が意見の内容をデータベース化し、各常任委員会や議会運営委員会が意見へ対応、調査し、提言として取りまとめを行

い、議員全体会議で確認、共有を図り、最終的に議長が取りまとめるということです。

実施の効果として、①市民の声を聞くことで、市政課題の把握と市民の声をベースとした議会活動が可能となる②市民の議会・議員への関心を高め、学生の主権者教育にもつながる③議会の活動報告を兼ねることができるなどが挙げられます。

課題として、対象者（団体）を議会が選定していることで、参加希望者が自由に参加できないという面があったため、令和6年度から参加希望団体の公募も導入しているとのことでした。

次に、**奥州市議会**の視察概要について報告いたします。

1 奥州市議会の概要

議員数は、条例定数 28 人、現員数 28 人です。常任委員会の構成は、総務常任委員会 6 人、教育厚生常任委員会 7 人、産業経済常任委員会 7 人、建設環境常任委員会 7 人、議会運営委員会 10 人、議会広報広聴委員会 9 人、議会改革検討委員会 10 人となっています。

2 議会改革について

（1）奥州市議会議員間討議のガイドラインについて

令和4年3月に菅原議長が所信表明で述べた市民への約束について、各党派と議会事務局とも協議し、最終的に全員協議会で全議員の了承を得て、5月に議長マニフェストと任期4年間の工程表を公表しました。その議長マニフェストの柱の一つとして「議員間討議の制度化による十分な審議と市民への説明責任」があります。

議会運営委員会において議会基本条例第9条で規定する議員間討議について内容をまとめ、令和5年8月に対話をベースとした議員間討議を制度化し

た「議員間討議のガイドライン」を策定しました。そこでは議員間討議のルール、実施場面、対話や議論、討論の在り方、討議結果の事後確認、市民への情報公開の徹底などが定められています。

議員間討議のルール化は、議員同士の信頼関係の強化、討議の質の向上や議会運営の効率化が図られる一方で、課題としてはガイドラインの遵守の度合が議員間でばらつきが生じていること、討議の透明性の確保の仕方やガイドラインの継続的な見直しが必要となってくることなどが挙げられるとのことでした。

(2) 奥州市議会 I C T 推進方針について

議長マニフェストでは「奥州市議会の見える化の推進」も表明しています。その取組の一つである議会基本条例第 10 条の 2 で規定する I C T の活用について、主な内容をまとめ、I C T 推進方針の明確化の手段として「奥州市議会 I C T 推進方針」を令和 5 年 8 月に公表しました。

この方針にはタブレット端末でのオンライン会議、調査、行政視察の実施、生成 A I の活用、オンラインアンケート及び災害時での活用やセキュリティの推進などが定められています。

タブレット端末を積極的に活用し、様々な試行とルール化にチャレンジしているとのことですが、システム導入の費用と、その費用についての市民の理解を得ることが課題とのことでした。

(3) 各常任委員会でテーマを決めて行う市民と議員の懇談会について

奥州市議会では、市民と議員との懇談会をワールド・カフェという形で実施しています。常任委員会ごとにテーマを決めて、市の政策や課題について意見交換をする場で、各テーブルに 4 人から 5 人に対し議員 1 人がファシリテーターとして意見を聴取し、まとめます。

市民の声を反映し、より良い政策立案をするための重要なプラットフォーム

ームとなっています。各常任委員会では市民の意見を把握し、市の現状調査や先進自治体の調査、市との協議や議会での協議を行い、政策立案・提言へと進みます。

市民が議員と直接話し合い、市の取組や課題に意見を述べることで、議員は市民の意見を聴き、それを政策に反映できるため、市民と議会との信頼関係が強化され、透明性のある議会運営が促進されるものと考えているとのことです。

課題としては、各議員のファシリテーターとしてのレベルや市民意見の記録方法に懸念があるとのことでしたが、現在している対策として、市民意見の記録方法については生成AIを活用し、見落としがないかの確認作業を実施しているとのことでした。

以上、報告いたします。

当委員会は、このたびの行政視察の資料分析を進めるとともに、さらに他市の取組の状況を収集し、議長から諮問された事項の他、議会の機能・責務を強化するとともに、市民に開かれた議会、市民の期待に応え、信頼される議会としての議会改革に向けて取り組んでまいります。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

令和6年11月27日

北本市議会運営委員会
委員長 岡村有正

北本市議会議長 滝瀬光一様

(案)

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 令和7年8月5日(火)
- 2 視察地 東京都八王子市
- 3 出席委員 湯沢美恵、斉藤 章、桜井 卓、小久保博雅、
岡村有正、高橋 誠、工藤日出夫
- 4 視察事項 八王子市議会
 - ・委員会所管事務調査について
 - ・委員間討議について
 - ・ICT(タブレット端末)導入について

上記の視察事項について、順次報告いたします。

今期の議会運営委員会は、令和7年6月25日付けで議長より北本市議会基本条例に規定されている(1)議員定数について(条例第35条第2項)。(2)議員報酬について(条例第36条第2項)。(3)通年議会の検討について(条例第34条第1項)。(4)議員間(委員間)討議のガイドライン策定について(条例第23条)。(5)議会活動の活性化(議会改革)について(条例第34条第1項)は、タブレット活用について。イ 授乳環境及び保育環境整備について。(6)広報公聴機能の充実について(条例第30条)。ア 議会モニター制度の充実について(条例第12条)。イ 議会活動の発信機能強化について(条例第30条)。ウ 議会報告会のあり方について(条例第11条)の諮問を受けました。

議会運営委員会は、諮問事項が多岐にわたっており、特に議員定数や議員報酬などの諮問事項は所管事務を超えていることから、これらの諮問事項は議会改革特別委員会を設置して審査すべきと協議しましたが、諮問事項全部について議改革特別委員会を設置して付託すべきという結論に至り、議長に答申しました。それを受け、議長発議で令和7年第2回定例会(令和7年6月27日)において議会改革特別委員会が設置されました。

議会運営委員会は、議会改革特別委員の審査に連動した審査事項について協議し、本会議及び委員会活動に直接的に関わる「地方自治法第109条2の規定に基づいた委員会所管事務調査」と「委員(議員)間討議」及び「ICT(タブレット端末)導入・活用」を先進的に進めている八王子市議会を視察しました。

1 八王子市議会の概要

2. 委員会所管事務調査について

所管事務調査については、地方自治法第109条第2項に基づき、議会による行政執行の監視機能の充実及び専門性を発揮した政策提案や提言を行うことを目的とし

(案)

ています。実施までの経緯については、平成26年4月1日執行の八王子市議会基本条例について、平成30年2月16日に議員による「内部評価」と有識者等による「外部評価」を実施しました。同年6月から8月に議会運営委員会において評価会議の結果検証で重点的検討事項の一つとして「常任委員会における所管事務調査」が掲げられました。

議会運営委員会は令和2年3月に議長に検討結果として「常任委員会の所管事務調査を行う運営ガイドラインの作成が必要」と報告しました。令和2年6月から12月まで議長の諮問機関として「特別委員会設置基準及び所管事務調査ガイドライン検討会議」を設置して検討し、「八王子市議会政策提案のための所管事務ガイドライン」を決定し、令和3年6月常任委員会所管事務調査を開始しています。

(1) 八王子市議会政策提案のための所管事務ガイドラインの概要について

目的、調査事項、調査期間、調査手法、日程、正副委員長会議、調査報告、意見とりまとめ、市民への周知で構成され、目的において八王子市議会会議規則第105条第1項に基づき所管事務調査を行うとしています。

また、調査終了後に「所管事務調査報告書」を委員会で作成し、委員長は本会議で報告します。意見のとりまとめにあたってはA～Dの段階に留意するようにしています。(A. 取りまとめができない場合は各委員個別の意見として報告。B. 委員会提言として議長から市長に提出。C. 委員会提出議案として意見書決議。D. 委員会提出議案による条例の上げ)

(2) 成果と課題について

令和3年から令和6年度までに4常任委員会から9件の提言が行われています。調査事例として、市民へのアンケート調査(厚生委員会:テーマはこども基本条例に関する調査研究について)や総務企画委員会は市民との意見交換会を、都市環境委員会の現場視察など多岐にわたっていました。

調査実施の効果として、行政視察の目的が明確になったが、今後の課題として調査期間(2年間)は短い、調査範囲が委員会の所掌に限定されている、形骸化の可能性があるなどが指摘されています。同時に委員長の調整力が求められることと条例を策定できる職員がいないう等、今後の検討課題もありました。

3. 委員間討議について

委員間討議については、八王子市議会基本条例第11条第2項で委員会は論点・争点を明確にするため、委員長の裁量により委員間討議の機会を受けることができる。と規定し、議会運営委員会で委員間討議について検討し、平成26年2月協議した運用ルール案で「試行実施」することを決定し、平成27年8月に正式な運用ルールとしています。

(1) 委員間討議の運用ルールについて

議会基本条例第11条第2項に基づき、対象は審査事項のある常任委員会において、議案、請願を審査する場合のみに実施する。実施の許可は、委員からの申し出を

(案)

尊重し、委員会に諮り実施の可否を決定する。実施のタイミングについては、質疑の間で実施する（提案説明→質疑→委員間討議→（質疑）→意見（討論）→採決）。発言の制限は、委員一人が提示した1議題につき10分以内、発言の回数制限は行わない。指名された委員は、必ずしも答弁しなくともよい。委員間討議後に執行部に再度質疑することも可能とルール化しました。

（2）委員間討議の実例について

委員間討議が行われた事例としては、議案審査において平成26年第2回定例会（都市環境委員会）で第51号議案「八王子市八王子駅周辺整備基金条例制定について」。平成27年第4回定例会（総務企画委員会）第181号議案「八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について」。また、請願審査において令和4年第3回定例会から第4回定例会（都市環境委員会）請願第5号「由井事務所開設当時に八王子市が地元住民に約束した水路の改修工事及び近隣未舗装市道の舗装・雨水排水施設等の工事の早期実施を求める請願」。令和5年第4回定例会（文教経済委員会）請願第1号「学校給食の無償化を求める請願」で行われました。

委員間討議の申し出があったが、行われなかった事例として、請願審査で令和4年第1回定例会（厚生委員会）請願第4号「国民健康保険税の負担軽減を求める請願」がありました。

4. ICT（タブレット端末）導入について

ICT（タブレット端末）導入については、以下のように検討し実施しています。

（1）ICT検討会の設置

議会基本条例第2条（議会活動の原則）で「積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすい開かれた議会運営を目指すこと」という規定に基づき、議長の諮問機関として平成27年9月に「八王子市議会ICT検討会」が設置されました。6回に及ぶ検討を重ね、平成28年3月に答申を出しました。

答申内容は、予算等審査特別委員会・決算審査特別委員会（全協室）のインターネット中継設備導入を優先的に進めることや個人所有タブレットを活用し、先ず公開情報の文書共有システムを導入。段階的な拡充を目指す等5項目で、タブレットに関する今後の課題として、個人所有タブレットの会議への持ち込みルールの検討（検討会では全議員へのタブレット配布について時期尚早としています。）

（2）議会改革を推進する会議における「議会のICT関連」の検討について

令和2年2月に設置された議会改革を推進する会議から令和2年12月に「議会のICT関連（タブレットの活用等）」は速やかに導入すべきであると議長に答申され、実施されています。

今後の課題として、クラウド型情報共有ツール及びタブレットを単なる情報共有の手段にとどめることなく、画面共有機能等を活用した会議運営、オンラインによる各種会議の開催、採決システムの活用等も積極的に関与すべきである。これらの検

(案)

討事項を見据え、情報共有を行う執行部側のクラウド型情報共有システムのアカウント数等についても検討していく必要があるとしています。

(3) 市議会クラウド型情報共有会議システム (SideBooks) 及びタブレット端末を導入について

令和3年第3回定例会から、市議会クラウド型情報共有会議システム及びタブレット端末を導入しました。タブレット端末を持ち込みできるのは、本会議、委員会(議運、常任、決特、予特、分科会)、代表者会、正副委員長会議としています。

令和7年度の当初予算は、6,586千円とのことでした。

以上報告いたします。

令和7年8月10日

北本市議会運営委員会
委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様

集 計 表（総合評価）

条例	No.	回 答 項 目				総 合 評 価（工藤分析/私見）
議会の役割	1	①	②	③	④	執行部を監視、政策の効果等を評価しているか
		4	3	1	0	出来ている。 <u>（例）決算審査で議会として評価基準指数はあるのか。機関（議員の総体）として監視機能はあるのか。</u>
	2	①	②	③	④	市政の課題等調査し、政策立案・提案が行われている
		2	5	1	0	やや行われている。 <u>課題の洗い出し、調査技術・方法（ツール）を議会として持っているのか。委員会審査（法 109-2）は十分か。事務局職員を活用できているか。</u>
議会の活動原則	3	①	②	③	④	住民の代表機関を自覚、公正性・透明性・信頼性、市民分かりやすい開かれた議会になっているか
		0	7	1	0	ややなっている。選良（住民に選ばれた）の自覚はある。議会が公正性・透明性は確保されているが、 <u>市民に分かりやすい</u> という事についてはどうであろうか。
	4	①	②	③	④	議会が討議の場。市民参加機会、市政課題の解決に尽力
		0	4	3	0	ややしているとしているとは言えないが拮抗。討議をしているが、 <u>市民参加と課題解決は今後のテーマである。</u>
	5	①	②	③	④	自由闊達な討議を行う、課題の論点・争点の明確化
		0	2	6	0	努めているとは言えない。討議の前提である、論点の定理と争点の明確化は必須の条件で、 <u>討議のルール化と訓練は重要であろう。</u>
	6	①	②	③	④	調査研究活動、継続的な議会改革に取り組んでいるか
		1	5	1	0	やや取り組んでいる。議会（機関）としての調査活動は議案調査が主体。それに委員会の視察研修。 <u>地方自治法第 109 条の 2 の所管事務調査の定例化や継続的な議会改革では、議運による議会運営の提言は少ない印象である。</u>
議員の活動原則	7	①	②	③	④	議員は、議会が合議制の機関の認識し議員相互間の討議が推進されているか。
		0	2	6	0	推進されていない。議員としては議員間討議が不十分であるという認識が多く、 <u>ルール化を含めて喫緊の課題</u> と言える。
	8	①	②	③	④	市政の課題等へ市民の多様な意見の把握。事故の資質向上
		3	4	1	0	している。議員が日常活動で住民からの要望。市民との対話等で自己研鑽につながっているとの認識であろう。

	9	①	②	③	④	市民全体の福祉の向上を目指して活動しているか。
		5	2	0	0	している。議員の活動原則そのものであり、十分行われているという評価であり、継続して行うようにしていきたい。
	10	①	②	③	④	市民に対し自らの議員活動（個人の報告会や広報の発行等）を説明しているか。
		3	5	0	0	している。議員が市民にその存在を理解していただく手段としての「説明責任」や「お知らせ」は今後も更なる継続的発展性が望ましい。
	11	①	②	③	④	市政に関する調査や研究を行い必要に応じ議案の提案しているか。
		2	1	4	0	している、していないが拮抗。市政の調査・研究を行っているが、そのことを通して議員の「議案提案」までとなるとできにくい状況があるようだ。委員会でのテーマ活動等法109-2の有効的活用が必要であろう。
	12	①	②	③	④	議会活動を最優先にしているか。
		8	0	0	0	している。当然であるが、今後もこのことには十分自覚してもらいたい。
市民参加の機会	13	①	②	③	④	議会は、公聴会及び参考人制度等の活用や広報公聴機能の強化で市民の多様な意見を把握し、議会に反映させ市民が議会活動に参加する機会の充実に努めているか。
		0	3	4	1	やや努めていると努めているとは言えないが拮抗。参考人は請願で行われているが、委員会の所管事務の検証や本会議での予決算、条例等の機会はない。市民が議会活動のどの部分で参加する機会を図るのか。今後の課題であろう。
議会報告会	14	①	②	③	④	議会報告会の開催と参加された市民との意見交換等で参加された市民の評価はどうか。
		0	4	3	1	満足されていないと市民からの意見へレスポンスが不十分が拮抗。結論的に見て議会報告会については議員自身が参加された市民が不満足であり、且つ、いただいたご意見に対するレスポンスも不十分であるという。早急に改善すべき事項であろう。
市長等との関係	15	①	②	③	④	市長ら執行部と立場及び権能の違いを踏まえ緊張感が保持されているか。
		2	5	1	0	やや保持されている。本会議場で一般質問が終わった後、市長等に近づき挨拶しているのは不自然であるという意見があった。議場は戦場とした先輩議員もいたが、北本市議会議員は職員（執行部）とフレンドリーの関係が見られる。

						厳しく言えば緊張感がないと言えるので関係性は重要。
	16	①	②	③	④	議会は、政策等及び決算審議にあたって、立案及び執行の論点・争点を明らかにし、執行後の政策評価に資する審議に努めているか。
		4	3	0	0	努めている。決算審査において論定整理が行われているか。質疑だけで争点化ができていないか。個々の議員（委員）において努めていると感じていても、それが <u>機関（集合体）として実施されているかは疑問が残る。</u>
議決事件	17	①	②	③		議決事件（地方自治法第 67 条 2 項）は現在総合振興計画（総合計画）が基本条例に規定されている。この規定の議決事件を増やすべきか、今のままでよい。
		2	5	1		今のままでよい。議会の議決は執行部に執行を拘束する法 67 条の規定されている事項が原則。それ以外の議決は「 <u>機関意思</u> 」と言って執行部を拘束しない。 <u>住民要望（請願含む）や委員会の政策提言などの議会決議を追加することで、議会（委員会）の権能が高まることが多い。</u>
委員会	18	①	②	③	④	常任委員会、議会運営委員会、特別委員会は、調査・研究及び審査を充実させるため、委員間討議に努めているか。
		0	3	5	0	やや努めている。努めているとは言えない。議会運営委員会は委員間の調整が主体であるのは委員間の意見交換はある。特別委員会も、事案によっては委員間の意見交換が行われるケースが多い。しかし「 <u>討議（賛成・反対の論点）</u> 」となると課題は残る。常任委員会は、 <u>議題となるものが執行部提案の予算、条例などで、争点化できるので、条件は整っている。討議のルール化が求められる。</u>
	19	①	②	③	④	委員会は法 109 条 2 の規定に基づき所管事務調査等行い、政策立案及び政策提言に努めているか。
		0	3	2	1	やや努めている。努めているとは言えないが拮抗。委員会は議案質疑等を含め所管事務の審査は行っているが、 <u>109-2 は、議案審査以外で所管事務を調査監査し、政策立案・提言をすることが委員会の使命と言える。</u>
議員相互の討議	20	①	②	③	④	議会は言論の府であることを認識し、議員相互間の自由かつ達な討議をする議会運営に努めているか。
		0	2	6	0	努めているとは言えない。討論は議案採決ごとに行っているが「 <u>討議</u> 」となるとこの間行っている状況にはない。 <u>議員（委員）間討議は、まさに議会・議員の資質が問われることから、今後行うようにしなければならない。まずは、運営の</u>

						ガイドラインの検討であろう。
	21	①	②	③	④	議会は、議案の審議及び審査において、議員（委員）相互の自由討議により議論尽くして合意形成に努め、市民に対する説明責任を果たしているか。
		0	1	7	0	果たしているとは言えない。前問にも関係するが、 <u>市長又は議員が提案した議案に対し、本会議における「審議」と委員会における「審査」において、論点・争点を明らかにして賛否に結び付く「討議」は、議案に対する議論の引き出しを沢山持っていることが背景にあり、日頃から調査・検証・研究に取り組むことが求められよう。</u>
	22	①	②	③	④	議員相互間の共通認識及び合意形成を図り、条例の提案議案の修正、決議等視聴に政策提言を行っているか。
		1	4	3	0	やや行っている。これ迄も条例の制定、予算の修正、決議は行われているが、法 109 条-2 の規程を意識的に活用したかということについては課題がある。 <u>特に委員会における法的意義を十分認識され、委員活動が充実することは重要。</u>
	23	①	②	③	④	議員は、議会の権能発揮に向け、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしているか。
		0	3	5	0	尽くしているとは言えない。やや尽くしていると回答した議員もいるが、 <u>全体を俯瞰すると尽くしているとは言えない状況であろう。</u> 自由討議は議員一人ひとりの意欲や資質の向上につながることから <u>今後推進するガイドラインは必要であろう。</u>

（考察）

議会基本条例に規定されている議会及び議員の活動原則等に関して、議会改革特別委員会の委員がどのように受けとめているかについて自己（内部）評価（議会・議員の現在地）という位置づけとした。結果について委員長個人の私見であることから雑駁であるが以下のように考察をした。

まず、議会は機関（議員の集合体）であるという前提で考察した。基本条例は、機関としての議会と機関を構成している議員についてその原則等に関して規定している。したがって、回答（評価）は、機関を構成する議員個人の評価と捉え、その評価と機関として議会の役割（責務）の現在地が見えた。

自己評価として一定の水準にあることは好ましいことであるが、議会は「言論の府」という条例の理念から見て、議員間討議の評価が低い結果は重く受け止める必要がある。議会改革の要点は、住民意思の代表機関であるという事は、その構成員である「議員」一人ひとりの意欲資質に委ねられていることから、議会の仕組の改善・改革と共に議員一人ひとりの責務に対する自覚と調査力、質疑（発言）力、分析力、日常活動努力、情報発信力等資質の向上によるところが大きいと言える。

議会改革の肝は、まさにそこにあるのではないか。